平成２１年（フ）第２９６９号
神奈川県藤沢市善行６丁目15番35号サンハイムサツキ202号
債務者　結城　　信
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小柳憲治郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月２日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８６２号
愛知県小牧市大字小松寺52番地１　寿ゞやマンション小松寺306号
債務者　松尾真由美（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　益恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２７号
北海道岩見沢市元町１条東３丁目６番地
債務者　内山　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後２時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤明日子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２１年（フ）第１３７号
熊本県八代市古閑浜町3533番地
債務者　下川　一子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人　リーガル・プロ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第７１０号
岩手県紫波郡紫波町高水寺字向畑105番地
債務者　西村　万六
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大和久政也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月10日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７１１号
岩手県紫波郡紫波町高水寺字向畑105番地
債務者　西村冨美江
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大和久政也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月10日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第３０３５号
神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷54番地の４
債務者　鈴木　義博
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古澤　眞尋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４６号
三重県鳥羽市鳥羽２丁目16番12号
債務者　杉本　和夫
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　雅道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
三重県鳥羽市鳥羽２丁目16番12号
債務者　杉本　悦子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　雅道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１２４号
三重県多気郡大台町岩井73番地
債務者　細渕　元彦
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第３８０号
三重県四日市市大字塩浜569番地１
債務者　齋藤　邦夫
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾西　孝志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３８１号
三重県四日市市大字塩浜569番地１
債務者　齋藤　トキ
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾西　孝志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第３８８号
三重県四日市市三重１丁目59番地
債務者　齋藤　　力
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾西　孝志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１３２号
北海道滝川市黄金町東２丁目16番29号　ＬＩＺＡ－Ｂ　201号室
債務者　東　　純子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
北海道芦別市南３条東１丁目５番地の８　山根マンション１Ｆ
債務者　山内　正美
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１４８号
北海道芦別市南３条東１丁目５番地の８　山根マンション１Ｆ
債務者　山内真由美
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１６９号
北海道滝川市泉町１丁目10番11号
債務者　飯原　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係